

広島県告示第五百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、次の表の上欄に掲げる土地が尾道市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、尾道市長から届出があつた。

平成二十一年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
尾道市因島土生町字湊越一六八一の一六地 先から一六八一の九地先まで	八〇・三六平方メートル	尾道市因島土生町
尾道市因島土生町字津部附一七一九の一四 地先から一七一九の一五地先まで	一一三・八二平方メートル	
尾道市因島土生町字津部附一七一九の七地 先から一七五二の四一地先まで	三九七・六九平方メートル	